

【日本公認会計士協会】

IAASBにおけるクラリティ・プロジェクトと日本公認会計士協会の対応について**1. クラリティ・プロジェクトの背景**

クラリティ・プロジェクト以前に公表された国際監査基準（ISA）は、“should”を使用して要求事項を記載している文章（ブラック・レター）と、現在形の動詞などを使用して記載されている文章（グレー・レター）から構成されていた。

こうした ISA の構成に対して、グレー・レターによって記載されている文章の中にある現在形の動詞で記述されている手続が、要求事項なのかどうか明確でなく、ブラック・レターに記述されている要求事項自体も手続として足りないのではないかとの批判があった。

そのため、ISA を検討作成している国際監査・保証基準審議会（IAASB）では、こうした批判に対応する新しい起草方針を策定し、2004 年からこの新起草方針に基づく ISA の起草作業を開始した。これがクラリティ・プロジェクトである。

クラリティ・プロジェクトは 2009 年 3 月に完了し、クラリティ版の ISA36 本と国際品質管理基準（ISQC）第 1 号の合計 37 本が公表された（国際保証業務基準（ISAE）第 3402 号を含む合計 38 本のクラリティは同年 12 月に完了した）。同年 6 月には、証券監督者国際機構（IOSCO）が「国際監査基準に関する声明」を公表し、各国の証券規制当局に対し、クロス・ボーダーでの公募及び上場における ISA に基づく監査の受入れや国内向けの監査基準設定に当たっての ISA の考慮を促している。

2. クラリティ版 ISA の特徴

クラリティ版 ISA の特徴は、①要求事項とそうでないものを明確に区分して「要求事項（Requirements）」と「適用指針及びその他の説明資料（Application and Other Explanatory Material）」に分けて記載したこと、②「目的（Objective）」を記載して個々の ISA の目的を明確にしたことである。

3. 日本公認会計士協会の対応

日本公認会計士協会は、現在、このような状況を踏まえ、クラリティ版 ISA を参考にしつつ、監査基準委員会報告書の新起草方針に基づく改正版の公表を進めている。

監査基準委員会報告書の新起草方針に基づく改正版は、クラリティ版 ISA と同様に、各監査基準委員会報告書について、①報告書の構成を監査上の「要求事項」とその解釈に当たる「適用指針」とに区別すること、②個々の報告書の目的を明確化すること等の方針に基づき、我が国における監査基準をはじめ監査を取り巻く環境をも踏まえた上で、新たな監査基準委員会報告書を策定し又は既存の監査基準委員会報告書を全面的に書き換えるものになる。既存の監査基準委員会報告書については、監査基準委員会報告書第 27 号以後は既に ISA とほぼ同様の内容であり、新起草方針に基づく改正版へ書き換えても内容に大幅な変更はないが、それ以前の監査基準委員会報告書については書き換えることにより大幅な変更を伴う場合がある。

4. 適用時期

クラリティ版 ISA は、2009 年 12 月 15 日以後開始する事業年度から適用される。ただし、各国の適用時期は、クラリティ版 ISA に合わせて 2010 年 12 月 15 日以後終了事業年度（＝2009 年 12 月 15 日以後開始事業年度）としている国もあれば、さらに 1 年延期を予定している国もある。また、多くの国は個々の ISA ごとに適用するのではなく、すべてのクラリティ版 ISA を一定時点に一斉適用する方向である。

日本公認会計士協会は、新起草方針に基づく改訂版の各監査基準委員会報告書を、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査から適用することを現時点では予定している。ただし、新起草方針に基づく改訂版の起草作業の進捗状況や諸外国のクラリティ版 ISA への取組みの状況により延期される可能性があるため、公表する新起草方針に基づく改訂版の監査基準委員会報告書は未発効とし、発効及び適用については将来に別に常務理事会で定めることとしている。また、各報告書は「(中間報告)」という位置付けで公表される。これは、ある程度の量の新起草方針に基づく改訂版を取りまとめた一定時点で、クラリティ版 ISA との整合性ととも、段階的に公表してゆく新起草方針に基づく改訂版の各監査基準委員会報告書の間の整合性をとるために、最終的な調整を行うことを意図していることによる。

以 上

新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等の改正版の一覧

I 国際監査基準 (ISA)

(平成22年 3月19日現在)

No.	国際監査基準	監査基準委員会報告書	
		名称 ^(注)	改正の進捗状況
1	ISA 200 (Revised and Redrafted), Overall Objective of the Independent Auditor and the Conduct of an Audit in Accordance with International Standards on Auditing	「独立監査人の総括的な目的及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の実施」(中間報告)	—
2	ISA 210 (Redrafted), Agreeing the Terms of Audit Engagements	「監査契約の契約条件に関する記載事項の合意」(中間報告)	—
3	ISA 220 (Redrafted), Quality Control for an Audit of Financial Statements	「財務諸表監査における品質管理」(中間報告)	—
4	ISA 230 (Redrafted), Audit Documentation	「監査調書」(中間報告)	平成22年 2月26日 公表 (公開草案)
5	ISA 240 (Redrafted), The Auditor's Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial Statements	「財務諸表監査における不正」(中間報告)	平成20年10月31日 公表
6	ISA 250 (Redrafted), Consideration of Laws and Regulations in an Audit of Financial Statements	「財務諸表監査における法令等の検討」(中間報告)	—
7	ISA 260 (Revised and Redrafted), Communications with Those Charged with Governance	「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」(中間報告)	—
8	ISA 265 (new), Communicating Deficiencies in Internal Control to Those Charged with Governance and Management	「監査役等及び経営者との内部統制の不備のコミュニケーション」(中間報告)	—
9	ISA 300 (Redrafted), Planning an Audit of Financial Statements	「監査計画」(中間報告)	平成20年10月31日 公表
10	ISA 315 (Redrafted), Identifying and Assessing the Risks of Material Misstatement through Understanding the Entity and Its Environment	「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示のリスクの識別と評価」(中間報告)	平成20年10月31日 公表
11	ISA 320 (Revised and Redrafted), Materiality in Planning and Performing an Audit	「監査の計画及び実施における重要性」(中間報告)	平成22年 2月23日 公表
12	ISA 330 (Redrafted), The Auditor's Responses to Assessed Risks	「評価したリスクに対応する監査人の手続」(中間報告)	平成20年10月31日 公表
13	ISA 402 (Revised and Redrafted), Audit Considerations Relating to an Entity Using a Service Organization	「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」(中間報告)	—
14	ISA 450 (Revised and Redrafted), Evaluation of Misstatements Identified during the Audit	「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」(中間報告)	平成22年 2月23日 公表
15	ISA 500 (Redrafted), Audit Evidence	「監査証拠」(中間報告)	平成22年 2月26日 公表 (公開草案)
16	ISA 501 (Redrafted) Audit Evidence - Specific Considerations for Selected Items	「特定項目の監査証拠」(中間報告)	平成22年 2月26日 公表 (公開草案)
17	ISA 505 (Revised and Redrafted), External Confirmations	「確認」(中間報告)	—

No.	国際監査基準	監査基準委員会報告書	
		名称 ^(注)	改正の進捗状況
18	ISA 510 (Redrafted), Initial Audit Engagements - Opening Balances	「初年度監査の期首残高」(中間報告)	—
19	ISA 520 (Redrafted), Analytical Procedures	「分析的手続」(中間報告)	—
20	ISA 530 (Redrafted), Audit Sampling	「監査サンプリング」(中間報告)	平成22年2月26日 公表(公開草案)
21	ISA 540 (Revised and Redrafted), Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, and Related Disclosures	「会計上の見積りの監査」(中間報告)	平成22年2月23日 公表
22	ISA 550 (Revised and Redrafted), Related Parties	「関連当事者」(中間報告)	—
23	ISA 560 (Redrafted), Subsequent Events	「後発事象」(中間報告)	—
24	ISA 570 (Redrafted), Going Concern	「継続企業」(中間報告)	—
25	ISA 580 (Revised and Redrafted), Written Representations	「経営者確認書」(中間報告)	—
26	ISA 600 (Revised and Redrafted), Special Considerations - Audits of Group Financial Statements(Including the Work of Component Auditors)	「グループ監査」(中間報告)	平成22年2月23日 公表
27	ISA 610 (Redrafted), Using the Work of Internal Auditors	「内部監査の利用」(中間報告)	平成22年2月26日 公表(公開草案)
28	ISA 620 (Revised and Redrafted), Using the Work of an Auditor's Expert	「監査人による専門家の業務の利用」(中間報告)	平成22年2月26日 公表(公開草案)
29	ISA 700 (Redrafted), Forming an Opinion and Reporting on Financial Statements	「財務諸表に対する意見形成及び報告」(中間報告)	—
30	ISA 705 (Revised and Redrafted), Modifications to the Opinion in the Independent Auditor's Report	「独立監査人の監査報告書における無限定適正意見からの意見の修正」(中間報告)	—
31	ISA 706 (Revised and Redrafted), Emphasis of Matter Paragraphs and Other Matter Paragraphs in the Independent Auditor's Report	「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」(中間報告)	—
32	ISA 710 (Redrafted), Comparative Information - Corresponding Figures and Comparative Financial Statements	「過年度の比較情報－比較対応数値と比較財務諸表」(中間報告)	—
33	ISA 720 (Redrafted), The Auditor's Responsibility in Relation to Other Information in Documents Containing Audited Financial Statements	「監査済み財務諸表を含む文書におけるその他の情報に対する監査人の責任」(中間報告)	—
34	ISA 800 (Revised and Redrafted), Special Considerations - Audits of Financial Statements Prepared in accordance with Special Purpose Frameworks	「特別な考慮事項－特別目的の枠組みに従って作成された財務諸表に対する監査」(中間報告)	—
35	ISA 805 (Revised and Redrafted), Special Considerations - Audits of Single Financial Statements and Specific Elements, Accounts or Items of a Financial Statement	「特別な考慮事項－単独財務諸表、財務諸表の特定の要素、科目又は項目に対する監査」(中間報告)	—

No.	国際監査基準	監査基準委員会報告書	
		名称 ^(注)	改正の進捗状況
36	ISA 810 (Revised and Redrafted), Engagements to Report on Summary Financial Statements	「要約財務諸表に関する報告業務」(中間報告)	—

II 国際品質管理基準 (ISQC)

(平成22年 3月19日現在)

No.	国際品質管理基準	品質管理基準委員会報告書	
		名称 ^(注)	改正の進捗状況
37	ISQC 1 (Redrafted), Quality Control for Firms that Perform Audits and Reviews of Financial Statements, and Other Assurance and Related Services Engagements	「監査事務所における品質管理」(中間報告)	—

III 国際保証業務基準 (ISAE)

(平成22年 3月19日現在)

No.	国際品質管理基準	実務指針	
		名称 ^(注)	改正の進捗状況
38	ISAE 3402, Assurance Reports on Controls at a Service Organization	「受託会社の内部統制に関わる保証報告書」(中間報告)	—

(注) 報告書の名称は、既に中間報告又は公開草案として公表された報告書についてはその名称を掲載し、それ以外のものについては仮の名称を掲載しているために、最終的に変更される可能性があります。

以上